

Call for Municipal Housing Applications (June 2025 Application Round, Point-based system)

- Dates/location of application pamphlet distribution for June 2025

Dates: June 6(Fri) to June 16(Mon), 2025

Locations: Housing Application Collection Dept. (Boshū ka, Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F), Municipal Information Center (Shisei Jyoho Senta, Sendai City Hall, Main Bld. 2F), Ward Offices (Kuyakusho), Comprehensive Branch Offices (Sōgō Shisho), Sendai Station Aoba Ward Office Census and Residents Service Center (Aoba Kuyakusho Koseki Juminka Sendai Eki-mai Sabisu Senta, AER 5F), Licensing Centers (Shōmei Hakkō Senta), your ward's Central Residents' Centers (Chuo Shimin Senta), Sendai City Council of Social Welfare ward offices(Syakai Fukushi Kyogikai), Lifelong Learning Center (Shōgai Gakushū Senta), Miyagi Housing Office (Miyagiken Jutaku Kyōkyū Kōsha), Sendai Tourism, Convention and International Association SenTIA), Takasago/Tsurugaya/Shirōmaru/Moniwa Administrative Offices (Kanri Jimusho)

- Application Deadline

Applications must be postmarked by **June 16(Mon)**

Send applications by post in the official envelope.

- About the "point-based" system:

Points will be calculated for each applicant's level of necessity based on the "Housing Hardship Assessment Form" portion of the application form. Housing will be assigned to those with the most points first.

In cases where several applicants have the same number of points, housing will be assigned by lottery.

- Move-in Date

Moving in is scheduled to take place on **Oct 8(Wed), 2025.**

For further details, please see the leaflet titled "Notice on Sendai Municipal Housing (June 2025)."

Inquiries: (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha Boshūka
3 Chome-10-10 Kokubuncho, Aoba Ward, Sendai
(Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F)
Tel: 022-214-3604

Call for Applications

Notice on Sendai Municipal Housing Applications (Point-based), June 2025

About the "point-based" system:

Points will be calculated for each applicant's level of necessity based on the "Housing Hardship Assessment Form" portion of the application form. Housing will be assigned to those with the most points first. The points reflect the amount of space per household member, living conditions such as bathing facilities etc., household income, percentage of income paid as rent, single-parents/members with disabilities, past evictions, etc.

In cases where several applicants have the same number of points, housing will be assigned by lottery.

The application period is June 6th-16th, 2025.

All applications are accepted by postal mail. (Applications delivered in person or by phone are not accepted.)

Applications postmarked by June 16 (Mon.) will be considered eligible.

Municipal housing is for those having trouble finding housing.

☆Notice on Sendai Municipal Housing (June 2025)

☆Sendai Municipal Housing Application Form/Housing Hardship Assessment Form (June 2025)

☆List of Sendai Municipal Housing Facilities with Vacancies (for June 2025 application)

Make sure you have all the above items.

- Some eligibility restrictions apply to applications for municipal housing.
- Please read the "Notice on Sendai Municipal Housing" carefully before applying.
- Any personal information provided to (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha will be used solely for eligibility screening and administration after moving in to municipal housing. It will not be used for any other purpose.
- The application form and submitted documents CANNOT be returned under any circumstance.
- If there are fewer applicants than vacancies in the June application period, further application rounds will be held as needed.

Municipal housing applicants must fulfill all eligibility requirements described in 1 through 8 below.

Eligibility will be judged based on the applicant's status as of the date of the application deadline.

1. The applicant resides in Sendai, or the applicant's workplace is in Sendai.

As of the date of the application deadline, it must be possible to confirm the applicant's place of residence on their Resident Registration and place of work on their Employment Verification Certificate.

2. The applicant is having trouble finding housing.

3. The monthly income of the applicant's household falls within the prescribed range (JPY 158,000/month or less).

4. The applicant has no prior record of misuse of municipal housing.

5. No member of the applicant's household is delinquent in payment of municipal tax, light motor vehicle tax, property tax, or city planning tax.

6. The applicant is an adult (married persons are considered to be adults).

7. The applicant does not live in municipal housing (excluding cases in which a household is being divided, e.g. due to the marriage of a child).

8. The applicant does not belong to a criminal organization (nor does anyone who will live with the applicant).

市営住宅入居者募集のお知らせ

(令和7年6月募集・ポイント方式)

○ 令和7年6月募集パンフレットの配布期間・配布場所

配布期間 : 令和7年6月6日(金)～16日(月)まで

配布場所 : 仙台市建設公社募集課(仙台市役所国分町分庁舎2階)、市政情報センター(仙台市役所本庁舎2階)、区役所、総合支所、青葉区役所戸籍住民課、仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センター、仙台市社会福祉協議会各区事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、仙台観光国際協会、高砂・鶴ヶ谷・四郎丸・茂庭管理事務所

○ 申し込み締め切り日

令和7年6月16日(月)まで 当日消印有効

所定の封筒にて、郵送によりお申し込み下さい。

○ ポイント方式とは

「住宅困窮度申告書」に基づき住宅困窮度の点数化を行い、評価点の高い方から入居者を決定します。

評価点が同一の場合は、抽選により入居者を決定します。

○ 入居時期

入居は、令和7年10月8日(水)を予定しております。

詳しくは「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和7年6月)」をご覧ください。

問い合わせ先 : 公益財団法人仙台市建設公社 募集課
仙台市青葉区国分町3丁目10番10号
(仙台市役所国分町分庁舎2階)
TEL214-3604 FAX214-8592

令和7年度

仙台市営住宅 入居募集のごあんない [ポイント方式] / 【令和7年6月】

ポイント方式とは

申込書の「住宅困窮度申告書」に基づき住宅困窮度の点数化を行い、評価点の高い方から入居者を決定します。評価は世帯人員における住戸面積、風呂等の設備状況、世帯の所得状況、家賃負担率、ひとり親世帯・障害者世帯等の世帯状況、立退きの有無等の項目により判定します。評価点が同一の場合は、抽選により入居者を決定します。

申込期間は令和7年6月6日～6月16日までです。

お申込み方法は**すべて郵送による受付**となります。(窓口・電話では受付いたしません)
6月16日(月)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和7年6月)」
- ★「仙台市営住宅入居申込書・住宅困窮度申告書(令和7年6月定期募集)」
- ★「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表(令和7年6月定期募集)」
がそろっているかご確認ください。

- ◆市営住宅には**申込資格の制限**があります。
- ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用することはありません。
- ◆申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- ◆今回の6月定期募集の申込者数が募集戸数に満たない場合には、随時募集を行う場合があります。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)

TEL(022)214-3604 FAX(022)214-8592

も く じ

	ページ
1. ポイント方式とは	1
2. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)	3
3. 申込みから入居までの流れ	4
4. 申込書等記入相談窓口の開設	5
5. 申込資格	6
6. 申込資格緩和要件	8
7. ペットと一緒に入居可能な住宅について	10
8. 事故住宅について	11
9. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分	12
10. 申込みについての注意	13
11. 申込資格の確認(6・7ページの再確認です)	14
12. 申込書・住宅困窮度申告書の書きかた(記入例)	15
13. 世帯の所得月額の計算対象となる収入	21
14. 世帯の所得月額の計算手順	21
15. 所得計算の方法	22
16. 所得から控除する金額	26
17. 世帯の所得月額の算出	27
18. 家賃	27
19. 入居者の選考	28
20. 二次審査(一次審査通過者のみ)	29
21. 入居手続き	31
22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	32
23. 市営住宅の種類	35
24. 市営住宅位置図(青葉区)	38
25. 市営住宅位置図(宮城野区)	40
26. 市営住宅位置図(太白区)	42
27. 市営住宅位置図(若林区)	44
28. 市営住宅位置図(泉区)	45
29. 各市営住宅への交通手段	46

令和7年度の募集スケジュール

5月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・6月定期募集(ポイント方式)

9月定期募集(ポイント方式)・12月定期募集(抽選方式)

1月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・3月定期募集(抽選方式)

※社会情勢等により、募集内容が変更となる場合もございます。

1. ポイント方式とは

申込者の住宅に困っている度合いを「居住環境」「収入・家賃負担」「世帯状況」等の項目ごとに点数化し、評価点の高い申込者に入居決定する方式です。

住宅に困っている度合いを適切に把握するために、二次審査ではさまざまな確認書類を提出していただく必要があります。

ポイント方式は、申込者本人の申告によって点数が決まります。お間違いのないよう正確にご記入ください。お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。なお、虚偽による申告の場合には、失格となる場合がありますのでご注意ください。

ポイント方式の申込みにあたっての注意事項

◎ 申込みにあたっての大切な事項ですので、必ず確認のうえお申込みください。

① 市営住宅入居申込書(以下「申込書」という)と住宅困窮度申告書(以下「申告書」という)の両方の記入および提出が必要です。

② 一次審査では、申込書・申告書に記入された内容に基づき点数を配点するため、未記入の項目については配点されません。

③ 申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。

④ 申込書・申告書の提出(一次審査)の際には、証明書類の提出は必要ありません。

⑤ 一次審査において申込書・申告書に基づき配点を行い、同点の場合においては、公開による抽選により順位を確定します。

抽選対象者の方に対しては、改めて抽選番号をお知らせいたします。

抽選に際しては、抽選対象者はポイントが同点の方と限定しておりますので、優遇措置などは行いません。(抽選玉は1世帯1球となります)

⑥ 一次審査の後、ポイントが上位の方およびポイントが同点で抽選の結果、当選となった方について、二次審査として書類審査を実施いたします。

・申込書、申告書の内容を確認するため、証明書類の提出が必要です。

<例えば>

住民票、(非)課税証明書(16歳以上は必要)、住宅状況証明書等

(注意)

入居申込者が市営住宅申込書・住宅困窮度申告書において申請された内容が事実と異なる場合、虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出できない場合には、原則として失格となります。

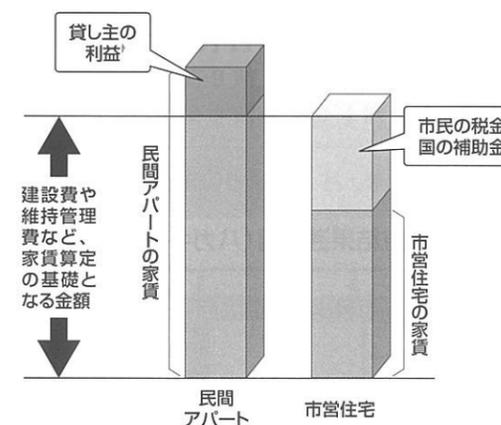
2. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙市民の生活基盤として建設されています。

◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく必要があります。



市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

市税を滞納している方は原則市営住宅へ入居できません！
(仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しております)

◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。
(敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません) [身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます]

◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

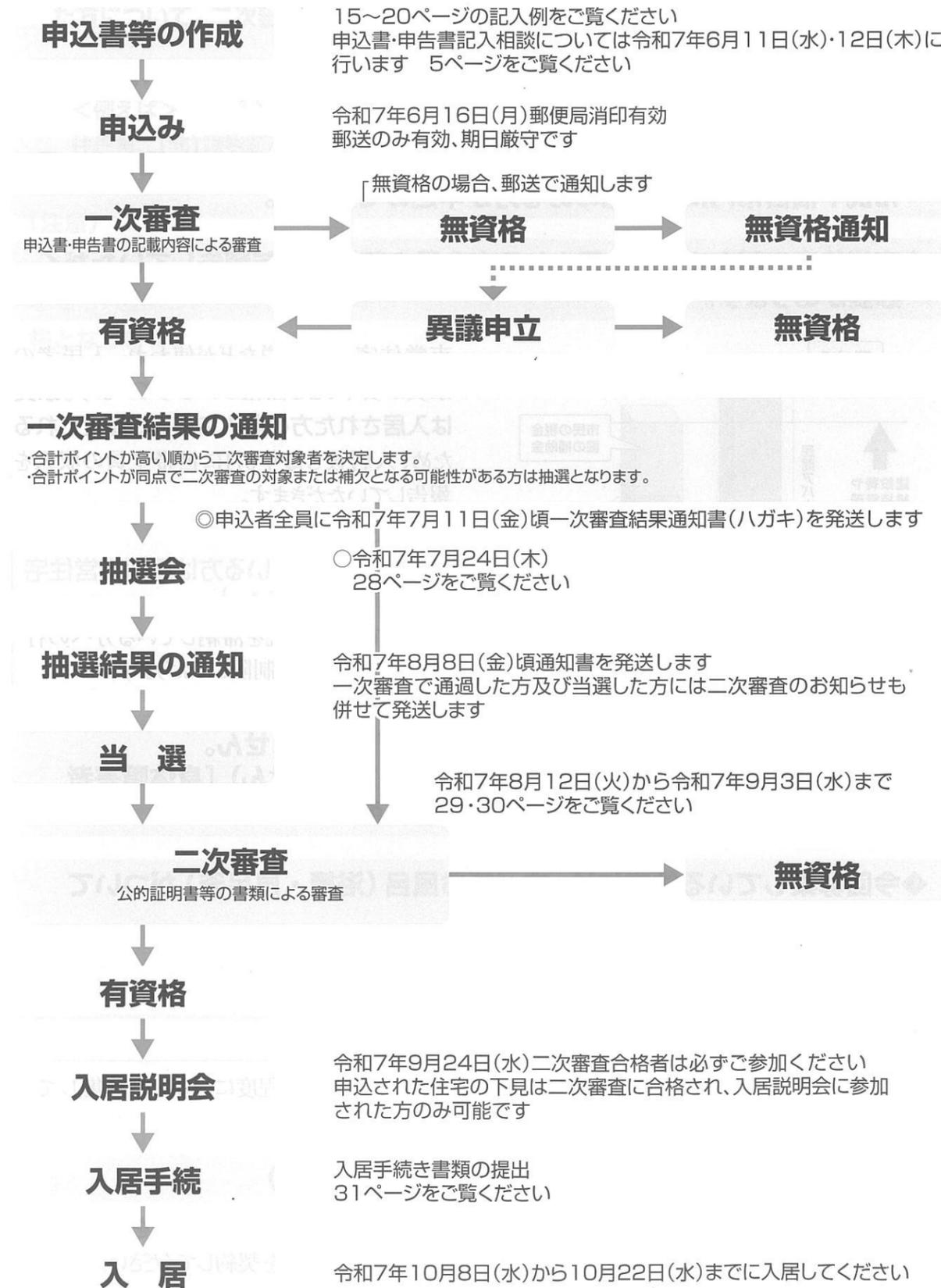
募集する住宅は、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して募集しております。

◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(33ページの有料駐車場設置団地を参照) 団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。契約している駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

3. 申込みから入居までの流れ

社会情勢により、抽選会や入居説明会等の開催内容が変更となる場合もあります。



4. 申込書等記入相談窓口の開設

市営住宅入居申込書・住宅困窮度申告書の記入方法、申込資格等で不明な点がございましたらご利用ください。相談には、給与や年金など収入を証明する書類、賃貸借契約書、その他必要な書類を必ずご持参ください。期間中は混雑が予想されますので、ご了承ください。
※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違う場合がありますのでお断りしています。
※必要書類がすべてそろわない場合には、正確なポイント計算の相談ができないことがあります。
※駐車場はご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

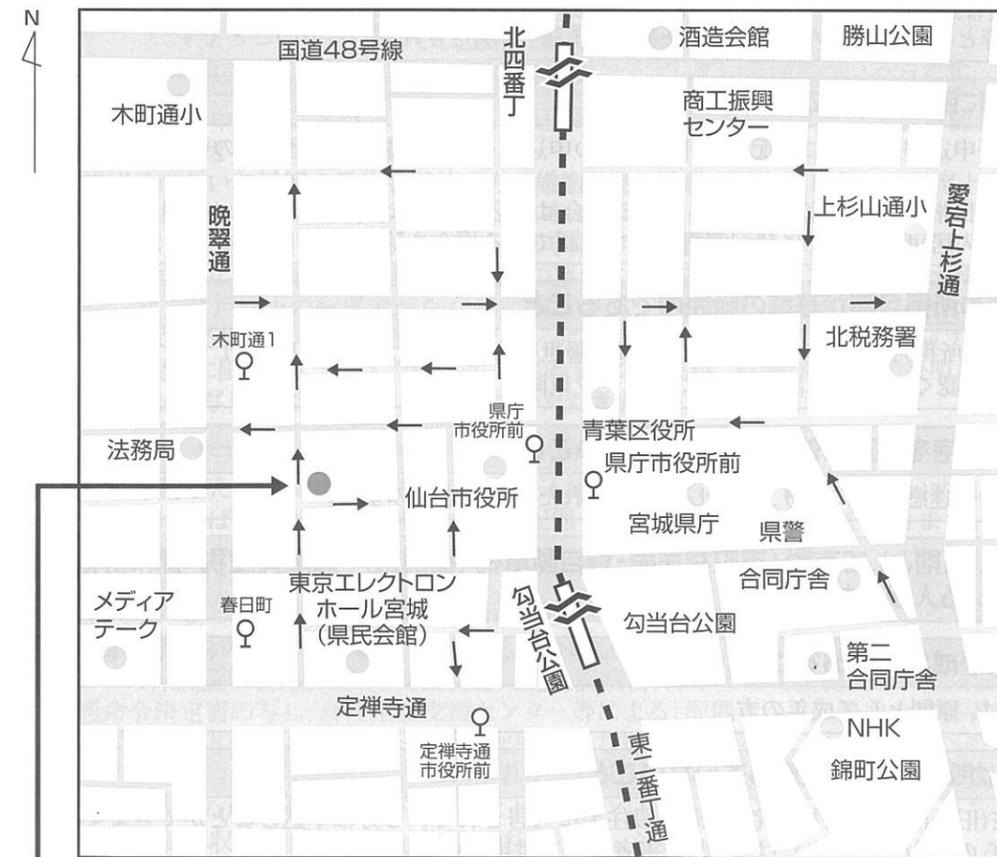
次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。
- 抽選や困窮度評価なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和7年6月11日(水)・12日(木) 午前 9 時～午前 11 時 午後 2 時～午後 4 時	仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 1階第1会議室

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

案内図



仙台市役所国分町分庁舎

※記入相談窓口は、1階第1会議室で行います。
※仙台市建設公社 募集課は2階です。

5. 申込資格



←申込資格はこちら

申込みされる方は次の1～8のすべての資格を満たすことが必要です。

<申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります>

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、8・9ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

※仙台市パートナーシップ宣誓制度の開始により、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている方についても対象となりました。詳しくはお問い合わせください。

1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(7ページをご覧ください)
ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等は、分割して申込みことができます。
※「配偶者等からの暴力被害者」とは…
配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者及び女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱います)のことです。
※犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本等で確認できる場合を除きます)

3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)
(12ページを確認ください)(計算方法は21ページ以降をご参照ください)

4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などを含みます。

5 世帯の中に、原則として市税(市町村民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年の方。

7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

- ※UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込みことができます。
- ※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込みことができます。
- ※公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込み場合等は除きます。

8 暴力団員でないこと(同居予定者を含みます)

単身で申込みされる方

次の(1)～(12)のいずれかに該当する方です。<申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります>

- (1) 60歳以上の方
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までに該当する程度の方
(市町村長等より障害者・特別障害者控除対象者として認定を受けたことを証明できる方)
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級までに該当する程度の方
 - (4) 療育手帳の交付を受けている障害の程度が「A」又は「B」に相当する程度の方
 - (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものにより、特定医療費(指定難病)受給者証、または障害福祉サービス受給者証及び医師の診断書がある方
 - (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
 - (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - (8) 生活保護法による被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方
 - (9) 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
 - (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
 - (11) 配偶者等からの暴力被害者の方
 - (12) 犯罪被害者等の方
- ★身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は、申込みできません。

2人以上居住で申込みされる方

平成23年3月 現在、同居している親族または同居を予定している親族がいる方です。

- ★婚姻の予約者と申込みことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。
申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)にある方は申込みできません。
当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。
- ★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込みことができます。
(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未婚の妻・夫(続柄の記載が「同居人」は不可)」と記載されている場合または仙台市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ宣誓書受領証を交付されている場合に限り、当選した際には、入居者全員の住民票、戸籍の全部事項証明及びパートナーシップ宣誓書受領証の写し(該当者のみ)を提出していただきます)

- 夫婦を分割した世帯で申込みの場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
 - ①戸籍上で離婚を確認できること
 - ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない)
 - ③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- 「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合の証明として、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、女性自立支援施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)
- 「犯罪被害者等の方」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ
 - ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合
 - ②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合
 であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。
※いずれも、申込資格の1を満たしていることが条件となります。

6. 申込資格緩和要件

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

主な緩和内容

- 収入状況に関わらず申込みことができます。
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でも申込みことができます。
- 単身で申込みことができます。
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でも申込みことができます。

対象者

- 申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域(不明な場合は、各自治体にお問い合わせください)に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

必要な書類

- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類
住民票、戸籍の附票、被災証明書等。

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

緩和内容

6ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

- 仙台市に住所または勤務場所がなくとも申込みことができます。
市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくとも申込みことができます。
- 持家があっても申込みことができます。
市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申込みことができます。
- 収入要件の一部が緩和されます。
市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

対象者

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」(不明な場合は、各自治体にお問い合わせください)に居住していた方

必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

△注意

- ※6・7ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。
- ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。
- ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

7. ペットと一緒に入居可能な住宅について

1. 申込資格（ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方）

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込みことができます。

※ペットと一緒に入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

※申込締切日後に飼育開始される方は対象ではありません。

2. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑をかけることが条件となります。

また、法令（動物の愛護及び管理に関する法律など）で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理（狂犬病予防など）がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となる場合があります。

3. 申込みにあたっての注意事項

(1) ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等を行っておりますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。

(2) ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣でペットを飼育している方へも十分配慮してください。

(3) 動物に関する関係法令を遵守するとともに、居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。

(4) 飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。

- ① 動物は、自己の居室で飼育すること
- ② 自己の居室以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
- ③ 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること
- ④ 動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
- ⑤ 犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
- ⑥ 犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
- ⑦ 動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
- ⑧ 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
- ⑨ 動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
- ⑩ 自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること
- ⑪ 犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと
- ⑫ 廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること。その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること

⑬ 外出等により長期間居室を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5) 資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

ペットと一緒に入居可能な住宅の募集有無については、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」をご確認ください。

8. 事故住宅について

○ 事故住宅とは、居住者の方がみとられずに室内で亡くなられた場合や、火災、自死等の事故があった住戸で、事故発生から一定期間募集を停止していた住宅です。

○ 入居されるまでに補修を行い、申込資格や家賃等については、他の市営住宅と変わりません。

○ 事故の内容については、募集住宅一覧表に記載されていること以外はお答えできません。

○ 入居に際しては、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出していただきます。

○ 事故があった住宅であることを理由として、他の住宅へ移転することはできませんので、十分ご理解のうえお申込みください。

事故住宅の募集有無については、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」をご確認ください。

9. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は21ページ以降をご参照ください。

- 下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は21ページ以降をご参照ください。

- 次の①～⑩のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものにより、特定医療費（指定難病）受給者証、または障害福祉サービス受給者証及び医師の診断書がある方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上の単身の方
- ⑪60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

10. 申込みについての注意 〔申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する手数料・郵送料などは全て申込者の負担となります。〕

- 申込書に記入されていない方の入居はできません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、（公財）仙台市建設公社募集課へお知らせください。

次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申込んだ場合（申込みは原則として1世帯1通です。同じ人の名前が2通以上の申込書（同居人欄含む、同一住宅でないものを含む）に出てくる場合は、全て無効となります。）
- (2) 申込受付期間外に申込んだ場合
- (3) 申込書・申告書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書・申告書以外で申込んだ場合

次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
- (2) 単身で申込み方で「単身入居可能住宅」以外に申込んだ場合
- (3) 申込書・申告書の記載がないため、資格要件の判断ができない場合または得点の配点ができない場合
- (4) 目的別住宅（35・36ページ参照）に申込み方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
- (5) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合（子供の結婚等による世帯分離は除きます）
※UR賃貸住宅（旧公団）・県公社住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込みことができます。
※配偶者等からの暴力被害者または犯罪被害者の方は申込みことができます。

次のような場合は二次審査で失格となります

- (1) 申込書・申告書において申告した内容が事実と異なる場合（虚偽の申込みをされた場合、証明書類を提出できない場合は、原則として失格となります）
- (2) 家族を不自然に分割または合併している場合
夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
①戸籍上で離婚を確認できること
②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること（当事者間の離婚協議は含まない）
③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- (3) 申込資格のあること、または申告した内容を証明できない場合（一次審査の内容を含む）
〔例〕住民票の「住民となった日」が申込締切日より後の場合は失格となります。
- (4) 所得証明書、住民票、住宅状況証明書など審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯の中に、市税（市町村民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税・都市計画税）を滞納している人がいる場合
※一次審査通過者の中から失格者・辞退者が出たときには、補欠者の中から補欠順位により順次二次審査を行い、入居予定者を決定します。

次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

- (1) 入居までの間に、申込資格および目的別住宅の入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 入居のために必要な手続きをしない場合（必要な手続きについては31ページをご覧ください）
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み
①申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合
②申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

- 未記入の項目については、配点されません。記入いただいた項目のみ配点対象になります。
- 後日、証明書類等を提出していただき、申告した点数や内容について確認いたします。また、二次審査に必要な書類の例を、□印でお示しいたします。なお、必要書類の例は、29・30ページにも記載がございます。
- 虚偽の申告をした場合や証明書類等を提出できない場合等は、原則として失格となりますのでご注意ください。
- 申込締切日「現在」の状況から各問にお答えください。
- 申告内容をあとで確認できるよう、控えをお取りください。

(1) 問1-1 について

- ・家屋の最低「居住水準」となる面積と比べて、住宅困窮度を確認するものです。
- ・住居の「賃貸借契約書」に記載されている対象住戸の「専用面積」を記入してください。倉庫や事務所などにお住まいの場合は、「0㎡」と記入してください。

住居の「賃貸借契約書」 その他必要とされる書類

(2) 問1-2 について

- ・「仙台市営住宅入居申込書」に合わせて、年齢区分ごとの人数を記入してください。

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示したものですので、記入の必要はございません。

(3) 問2-1 について

- ・「政令月収額」における住宅困窮度を確認するものです。
- ・「入居募集のご案内」21ページから27ページの「13.世帯の所得月額額の計算対象となる収入」から「17.世帯の所得月額額の算出」を確認して、記入してください。
- ・22ページから25ページにおける個人の年間所得を合計した27ページの「世帯の年間所得金額」を記入してください。

所得証明書 その他必要とされる書類

(4) 問2-2 について

- ・26ページの「所得から控除する金額」を合計して、27ページの「合計控除金額」を記入してください。

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示したものですので、記入の必要はございません。

住宅困窮度申告書（令和7年6月募集・ポイント方式）

「入居募集のご案内」16～27ページの記入例・計算方法を見ながら、「申込締切日現在」の状況により、以下の質問に答えてください。

（注意） 申告いただいた内容について、後日、証明書類等を提出いただき確認します。虚偽の申告をした場合、原則として失格となりますので注意してください。

問1-1 建物賃貸借契約書等を確認し、現在、お住まいの住宅の専用面積を記入してください。
※間取り（例：6畳）や部屋タイプ（例：1K）の記入は加点されません。専用面積は台所・便所・浴室・押入れ等も含まれますので必ず建物賃貸借契約書等を参照し記入してください。

住宅の専用面積 35 ㎡

問1-2 現在、お住まいの方（申込者を含む）の年齢区分ごとの人数を記入してください。

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下
人数	3 人	人	/ 人	人

参考（加点計算方式）※記入は不要です

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下	合計
人数	1.0	0.75	0.5	0.25	小数点切上げ
世帯人数					

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
最低居住面積水準	25㎡	30㎡	40㎡	50㎡	57㎡	66.5㎡

居住水準ポイント = (住宅の専用面積 ÷ 最低居住面積水準) × 100 = _____ %

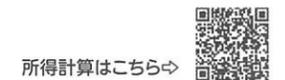
居住水準ポイント	100%以上	80～100%未満	60～80%未満	40～60%未満	40%未満
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問2-1 「入居募集のご案内」22～27ページを確認し、世帯全員の年間所得金額の合計を記入してください。

世帯の年間所得金額 2,634,400 円

問2-2 「入居募集のご案内」26・27ページを確認し、所得から控除する金額の合計を記入してください。

合計控除金額 1,340,000 円



参考（加点計算方式）※記入は不要です

世帯の所得月額 = (世帯の年間所得金額 - 合計控除金額) ÷ 12 = _____ 円

所得月額	158,001円～	139,001円～ 158,000円	123,001円～ 139,000円	104,001円～ 123,000円	0円～ 104,000円
点数	0点	1点	2点	3点	4点

(5) 問3について
 ・所得月額における「家賃の負担率」により住宅困窮度を確認するものです。
 ・住居の「賃貸借契約書」に記載されている対象住戸の「家賃」を記入してください。「管理費」や「共益費」、「駐車場使用料」等は含まれませんので、ご注意ください。
住居の「賃貸借契約書」 その他必要とされる書類

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示したものですので、記入の必要はございません。

(6) 問4について
 [4-1]・「世帯状況」における住宅困窮度を確認するものです。
 [4-3]・「ひとり親世帯」は、20歳未満の子を現に扶養している寡婦または寡夫の世帯です。
 ・「多子世帯」は、18歳未満の子3人以上と現に同居している世帯です。
 ・「子育て世帯」は、小学校就学の始期に達するまでの子（出産予定の子は含まない）と現に同居している世帯です。
 [4-4]・「高齢者世帯」は、60歳以上の者のみの世帯（単身世帯を含む）または60歳以上の者と18歳未満の者のみの世帯です。
世帯全員の「戸籍の全部事項証明」
 [4-5]・「心身障害者世帯等」は、身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳（A・B判定）の交付を受けている世帯、また、治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病により特定疾患医療受給者証または障害福祉サービス受給者証の交付を受けている、または交付を受ける程度の障害者世帯です。
身体障害者手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し 療育手帳の写し
特定医療費（指定難病）受給者証の写し、または、障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書
 [4-6]・「配偶者等からの暴力被害者世帯」は、配偶者等からの暴力被害を受けた（DV保護証明書の提出要、警察の証明は含まない）者がいる世帯です。
女性相談支援センターもしくは女性自立支援施設、母子生活支援施設に入所していたことを証する証明書
保護命令決定書の写し
女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、または女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」
 ・「戦傷病者世帯」は、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の者がいる世帯です。
戦傷病者手帳の写し
 ・「原爆被爆者世帯」は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯です。
原子爆弾被爆者の医療特別手当証書等の写し
 ・「引揚者世帯」は、海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した者）で日本に引き揚げた日から起算して5年未満の者がいる世帯です。
永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
 ・「ハンセン病療養所入所者世帯」は、ハンセン病療養所入所者がいる世帯です。
国立ハンセン病療養所等の長、または、厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した「入所証明書」
 ・「犯罪被害者等世帯」は、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等がいる世帯です。
警察等への照会の同意書 その他必要とされる書類
 [4-7]・「立退き状況」における住宅困窮度を確認するものです。
家主等からの「立退き要求書」「公的証明書類」 その他必要とされる書類
 [4-8]・令和5年6月～令和7年3月までの市営住宅定期募集に5回以上申込みを行い、抽選の結果、いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方、または、令和5年6月～令和7年3月までの市営住宅定期募集に3回以上申込みを行い、いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方が対象となります。
 ・同一世帯で、申込者が以前と違う場合には、加点されません。

問3 現在、申込者が負担しているお住まいの「家賃月額（管理費・共益費・駐車場代等除く）」はいくらですか。
 ※持家の方や賃貸借契約を締結せずに住宅に居住している方（例：親名義の家の一部屋を借りている）、生活保護の受給者等は、「0円」となります。
 ※市営住宅の申込者が借主かつ支払者でない場合は、原則として加点されません。

家賃月額 円

参考（加点計算方式）※記入は不要です

$$\text{家賃負担率} = (\text{家賃月額} \div \text{世帯の所得月額}) \times 100 = \text{ \quad } \%$$

家賃負担率	30%未満	30～35%未満	35～40%未満	40～45%未満	45%以上
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問4 「入居募集のご案内」18ページをご確認の上、該当するものに○をつけてください。
 ※一つの質問に対し複数の○をつけた場合、無効になります。

4-1	現在、住宅ではない建物（倉庫や事務所）に住んでいる。※1		4点
4-2	現在、住宅に専用の設備が足りていない。※2	台所・便所・浴室のいずれかが無い	4点
		台所・便所・浴室のいずれかが共用	2点
4-3	現在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯」いずれかに該当する。		2点
4-4	現在、「高齢者世帯」に該当する。	75歳以上（後期高齢者）の方がいる	3点
		60歳～74歳の方がいる	2点
4-5	現在、「心身障害者世帯等」に該当する。	身体1・2級、精神1級、療育Aのいずれかに該当する方がいる	3点
		身体3・4級、精神2・3級、療育B、その他特殊な疾病のいずれかに該当する方がいる	2点
4-6	現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「戦傷病者世帯」「原爆被害者世帯」「引揚者世帯」「ハンセン病療養所入所者世帯」「犯罪被害者等世帯」のいずれかに該当する。		2点
4-7	現在、申込者が正当な理由により立退きを求められている。※3		4点
4-8	現在、多数回落選者世帯に該当する。 ※4※5	申込月から過去二年間の定期募集で5回以上落選している	2点
		申込月から過去二年間の定期募集で3～4回落選している	1点

※1)住んでいる建物に住民票があることが条件です。車生活や路上生活、不法占有されている方等は加点されません。
 ※2)寮や寄宿舎等に住んでいる方は加点されません。また、親族と同居している場合や建物賃貸借契約書を交わしていない場合、設備の故障で使用できない場合も加点されません。
 ※3)「正当な理由」とは、建物の取壊しや公共事業等による立退き請求などです。後日、証明書等の提出を求めます。家賃滞納や迷惑行為、賃貸借契約終了等の本人に原因のある立退きは該当しません。
 ※4)過去に当選した方や補欠で当選した方で、辞退された方は該当しません。
 ※5)特定枠募集は該当しません。

郵便はがき 9800009116

85円切手を貼ってください。

住所 仙台市青葉区青葉町102番4号
青葉ア110-1 102号室
氏名 山台太郎 様

ハガキに85円切手を必ず貼ってください。

※申込書の提出（一次審査）の際には証明書類の提出は必要ありません。

「多数回落選者世帯に対する優遇措置」の適用を受ける方は、過去2年間の募集において、3回以上申込みを行い、抽選の結果いずれも落選または抽選で落選がなかった方が対象となります。抽選した方や抽選で落選がなかった方で抽選された方は、願書は提出しませんが、

（多数回落選者世帯）

対象期間	申込んだ住宅名
令和5年6月募集	高砂(東) 市営住宅
令和5年9月募集	高砂(東) 市営住宅
令和5年12月募集	市営住宅
令和6年3月募集	市営住宅
令和6年6月募集	市営住宅
令和6年9月募集	市営住宅
令和6年12月募集	市営住宅
令和7年3月募集	市営住宅

記入しなかった場合は該当しません。上記以外の期間は対象とはなりません。

郵便はがき 9800009116

抽選番号 102

住所 仙台市青葉区青葉町102番4号
青葉ア110-1 102号室
氏名 山台太郎 様

令和7年6月定期募集 抽選結果通知書

申込住宅名 区分第1-市営住宅 中層3DK
入居する人数 4名

〒980-0803 仙台市青葉区分町三丁目10-10 (公財) 仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

抽選結果は要しになります。

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可) あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
- 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
- 遠距離通勤をしている。
- 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
- 正当な事由により、貸主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
- 住宅が狭くなったため。
- その他

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- 持家 [所有者氏名] [申込者との続柄]
- 賃貸 [借主氏名 山台太郎] [申込者との続柄 本人]
- 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [借主氏名] [申込者との続柄]
- その他

※市営住宅の申込者が借主かつ支払者でない場合は、原則として加点対象とならないのでご注意ください。

3 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。 あてはまる番号を○で囲んでください。

- 有
- 無

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。
住宅名: _____ 住宅 棟 号 _____ 入居期間: _____ 年から _____ 年まで

4 外国籍の方は次の質問にお答えください。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: _____ 留学生(就学生を除きます)ですか 1.はい 2.いいえ

5 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。 いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる には、チェック(✓)をつけてください)

- 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律別表第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
- 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
- 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年未満の方並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令が効力を生じた日から起算して5年未満の方。及び女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者。(なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害者申請受理確認書」による確認がされている方も同様に取り扱う)
- 犯罪被害者等基本法第2条2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方。
- 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。(離婚調停中で事件係属証明書が出る。住民票上1年以上別居中で離婚の意思はない。配偶者等からの暴力被害者に該当する証明書が出る)
- 現在持病(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。(疾病名: _____)

暴力団員に関する注意点
申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明渡し請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。各住居長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明渡し請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

消印日

多数回落選者に該当される方は、対象期間に申込まれた住宅名を記入してください。

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

該当する場合には、チェックボックスにチェックをしてください。

対象の方は、疾病名を記入してください。

13. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

申込み際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にあることが必要です。(ただし、高齢者世帯等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→12ページの説明をお読みください。)入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し22ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

給与収入	給料・俸給・賃金・賞与等(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤手当等の非課税分を除く)の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金など。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金・寡婦年金等を除く。

※以下の(ア)(イ)(ウ)は所得計算の対象とはなりません。

- (ア) 障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料(仕送り等)・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・傷病手当金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当などの課税対象とならない収入。
- (イ) 募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日以降に退職の場合は、それまでの収入は所得計算の対象となりますのでご注意ください。
- (ウ) 募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名(会社名)・電話番号・採用年月を記入してください。

14. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する(22～25ページ)

↓
世帯全員の所得を合計する(27ページ) ※「申告書」問2-1

↓
世帯全員の控除額を算出する(26ページ)

↓
世帯全員の控除額を合計する(27ページ) ※「申告書」問2-2

↓
下の計算式にあてはめてください。

$$\text{世帯の年間所得金額} - \text{合計控除金額} = \text{世帯の所得年額}$$

$$\text{世帯の所得年額} \div 12 = \text{世帯の所得月額}$$

15. 所得計算の方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか？

現在の勤務先に令和6年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

現在の勤務先に令和6年1月2日以後に就職し、現在まで勤務しているとき

●勤務先発行の令和6年分源泉徴収票

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	(個人番号)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除の額	控除対象扶養親族の数	障害者の数

円 (1年間の所得)

→27ページの〈個人別所得〉へ

●市町村発行の令和6年分の総所得額を記載してある証明書(①②いずれかで確認してください)

① 令和7年度(令和6年分)市・県民税課税証明書

令和7年度(令和6年分)市・県民税課税証明書

住所	氏名	所得の内訳	所得控除の内訳
(住所記載)	(氏名記載)	給与収入金額	雑損控除額
		給与所得金額	医療費控除額
		公的年金等収入金額	社会保険料控除額
		公的年金等に係る所得金額	小規模企業共済等掛金控除額
		*****円	生命保険料控除額
		*****円	地震保険料控除額
		*****円	*****円

円 (1年間の所得)

→27ページの〈個人別所得〉へ

② 令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知

令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与収入	主たる給与以外の所得区分	課税所得	総所得
*****円	*****円	*****円	*****円
所得控除	所得控除合計	所得	所得
*****円	*****円	*****円	*****円

円 (1年間の所得)

→27ページの〈個人別所得〉へ

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

給与等支払証明書(給与-その他)

【支払いを受ける者】	氏名	住所	生年月日
【扶養親族】	扶養親族の種類	人数	氏名
【給与】	支払月	支払金額	支払日

この用紙は当選した申込者に郵送します

計算での注意

- 金額のなかで1ヵ月分に満たない月は除いて計算してください。
- 通勤手当等の非課税分は計算にいません。
- 給与所得と年金所得等の雑所得が両方ある方は、給与所得に下記の所得金額調整控除が適用されます。
給与所得額(最大10万円)+公的年金等の雑所得額(最大10万円)-10万円

令和7年5月が最後の月になります

$$\frac{\text{円}}{\text{月数}} \times \text{月数} \times 12 \text{ヵ月} + \text{円} = \text{円}$$

(年間給与収入金額)

記入してある月数です

(賞与)

次に年間給与収入金額から年間所得金額を計算します

給与収入から所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	給与所得金額の算出式
551,000円未満	=0円
551,000円以上～ 1,619,000円未満	=年間給与収入金額-550,000円
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	=1,069,000円
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	=1,070,000円
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	=1,072,000円
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	=1,074,000円
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	=A×2.4+100,000円
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満	=A×2.8-80,000円
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	=A×3.2-440,000円
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	=年間給与収入金額×0.9-1,100,000円

年間給与収入金額を4で割り、その答えの1,000円未満を切り捨てた金額を右のAに当てはめてください。

円

→27ページの〈個人別所得〉へ

16. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】

【公営住宅法施行令を適用しています。】

【同居親族控除、特定扶養親族を除き、原則として所得税法上認定された人が対象となります。】

控除の種類		どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族	申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人 (婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
	別居扶養親族	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
	老人扶養親族 老人控除対象配偶者	所得税法上老人扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	1人あたり 10万円 × 人 = 万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、扶養親族になっている人	1人あたり 25万円 × 人 = 万円
特別控除	障害者	①身体障害者手帳の3級から6級までに該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円 × 人 = 万円
	特別障害者	①身体障害者手帳の1級または2級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より特別障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑥原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円 × 人 = 万円
	ひとり親	申込者本人又は同居親族で次の①～④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいない人 ③生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得金額が500万円以下である人	35万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)②参照
	寡婦	申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻をしていない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻をしていない人、または夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされる)	27万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)③参照
	給与所得者	申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という)を有する人	10万円 × 人 = 万円 (その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)
	公的年金等所得者	申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という)を有する人	10万円 × 人 = 万円 (その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)
合計控除金額			万円

(注意) ①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。
入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。
②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額の区分・控除の内容等が変更になることがあります。

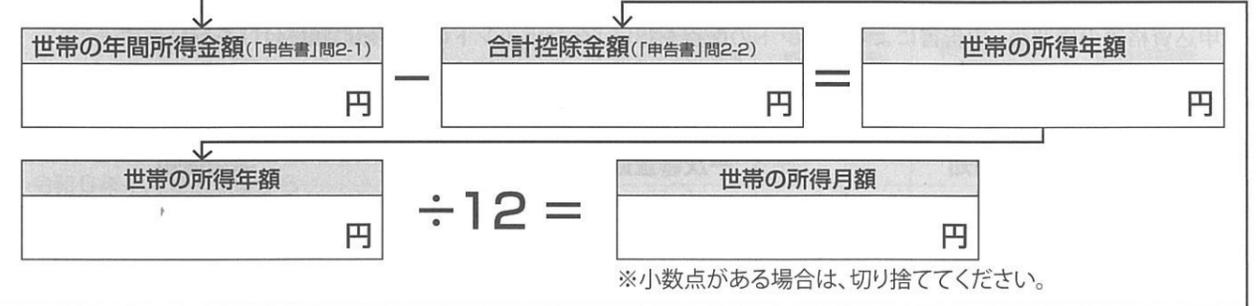
17. 世帯の所得月額の算出

〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。

申込者本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

所得の調べ方

・給与収入の方: 現在の勤務先に令和6年1月1日以前から就職→22ページ参照
(パートアルバイト含む) 現在の勤務先に令和6年1月2日以後に就職→23ページ参照
・事業収入の方: 24ページ参照
・年金収入の方: 25ページ参照



18. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記のようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃(定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください)
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。(裁量階層世帯は除く)

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。
ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】(※所得月額158,000円までは上記と同じ)

計算で求めた世帯の所得月額	家賃(定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください)
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は12ページをご覧ください。

19. 入居者の選考

申込受付の締切後、一次審査として、申込資格等を確認し、合計ポイントの高い順に順位付けを行います。合計ポイントが同点の場合には、抽選により順位を付け、一次審査通過者を決定いたします。一次審査通過者については、二次審査を行い入居者を決定します。

申込受付の締切

令和7年6月16日（月）郵便局消印有効
郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。申込期間の最終日は特にご注意ください。

一次審査

申込資格等の確認後、申告書によりポイントの配点を行い、合計ポイントの高い順に順位付けを行います。

合計ポイントが同点で当選者及び補欠者の順位を確定する場合

合計ポイントが高い順位の場合

合計ポイントが低い順位の場合

抽選番号の通知

一次審査通過の通知

落選通知

令和7年7月11日（金）頃通知を発送します。

抽選会

二次審査へ

落選の方には、一次審査通過ポイントが何点だったか通知します。

抽選は、申込者全員が対象になるわけではなく、配点されたポイントが当落線上で同点の場合にのみ行います。

抽選に際しては、抽選対象者を同点の者と限定しておりますので、優遇措置は行いません。

（抽選玉は1世帯1球となります）

抽選会では、二次審査の対象となる方及び補欠者を決定します。二次審査の対象者となった方は、二次審査で適格とされてはじめて「入居予定者」となります。

抽選によって、入居が確定するわけではありませんので、ご注意ください。

抽選会日時は令和7年7月24日（木）です。

午前10時～正午終了予定（午前9時30分開場）

抽選会場は「エル・パーク仙台 5階セミナーホール」です。

仙台市青葉区一番町4-11-1

※駐車場・駐輪場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

※抽選会への出席・欠席は抽選結果には関係しません。

※抽選は、住宅・構造・タイプ毎に抽選器を使って行い、抽選器の操作は（公財）仙台市建設公社職員が行います。



抽選結果の通知

抽選結果は対象者全員に通知いたします。（令和7年8月8日（金）頃発送）

電話でのお問い合わせは固くお断りします。

※抽選結果は、抽選会終了後から令和7年8月8日（金）頃まで仙台市役所国分町分庁舎2階及び市営住宅管理課（オンワード樫山仙台ビル9階）に掲示いたします。また、抽選会の翌日から（公財）仙台市建設公社のウェブサイト（<https://www.sendai-kensetsu.or.jp/>）上にも掲載いたします。

※駐車場・駐輪場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

①抽選の結果、当選された方の通知書には二次審査の案内と二次審査に必要な書類を示してありますので、早めに準備してください。

②補欠の方は補欠の順位を通知いたします。一次審査通過者に辞退か失格があれば二次審査の対象となります。

※補欠者としての有効期限は、次回の定期募集開始前までとなります。

二次審査

一次審査通過された方には申込書・申告書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書・住宅状況証明書等を提出していただきます。申告された内容が事実と異なる場合、虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出できない場合には、原則として失格となります。

※シルバーハウジングの場合、この他に入居生活が適切に行えるか検討するための実態調査があります。

20. 二次審査（一次審査通過者のみ）

資格確認について

一次審査を通過された方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の表をご覧のうえ、該当する書類を二次審査の時にご持参ください。

※給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

※令和7年度の市町村民税が非課税の方は、非課税証明書を提出してください。

●給与収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(4)	(8)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和7年度所得証明書 (入居予定者全員分)	給与等支払証明書	退職証明書
令和6年1月1日以前から引き続き勤務している方	○	○	○	/	/
令和6年1月2日以後から現在の会社に勤務している方	○	○	○	○	○
日雇いの方	○	○	○	○	○

●事業収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(5)	(8)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和7年度所得証明書 (入居予定者全員分)	収支明細書	退職証明書
事業所得者の方 (令和6年1月1日以前から事業を開始した方)	○	○	○	/	/
事業所得者の方 (令和6年1月2日以後から事業を開始した方)	○	○	○	○	○

●年金収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(6)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和7年度所得証明書 (入居予定者全員分)	年金証書及び支払通知書の写し
令和6年1月1日以前から国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・各種共済年金を受けている方	○	○	○	/
令和6年1月2日以後から国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・各種共済年金を受けている方	○	○	○	○

●無職・無収入の方

証明書類の説明	(1)	(2)	(7)	(8)	(9)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和7年度非課税証明書 (入居予定者全員分)	退職証明書	生活保護証明書
遺族年金・障害年金・障害手当金・寡婦年金等を受けている方	○	○	○	○ (令和6年1月以後会社を退職した方のみ必要)	○ (単身者のみ)
失業中の方	○	○	○	○ (令和6年1月以後会社を退職した方のみ必要)	○ (単身者のみ)
生活保護を受けている方(単身者のみ)	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和6年1月以後会社を退職した方のみ必要)	○
申込者・同居者・婚姻の予約者が無職・無収入の方	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和6年1月以後会社を退職した方のみ必要)	○ (単身者のみ)

●状況により必要とする書類

申込者等の状況	必要な書類
婚姻を予約し入居申込みをする場合	「婚姻予約証明書」(用紙はこちらから郵送します)
ひとり親世帯・単身世帯	戸籍の全部事項証明 親権のない未成年者と入居する場合は親権者の同意書(用紙はこちらから郵送します)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳・戦傷病者手帳の写し
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
治療方法が確立していない 疾病その他の特殊な疾病の方	特定医療費(指定難病)受給者証の写しまたは 障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書(政令の定める疾病のみ)
原爆被爆者世帯	特別手当証書の写しまたは被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入所証明書
申込者が配偶者等からの 暴力被害者の場合	配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、女性自立支援施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれか
申込者が留学生の場合	「本人の申立書」及び大学の学長または学部長が証明する「副申書」(用紙はこちらから郵送します)
市外にお住まいの方	「勤務先証明書」(用紙はこちらから郵送します)
離婚調停中の方	裁判所が証明する事件係属証明書
居住のため賃貸借契約を締結 している場合	住宅状況証明書または賃貸借契約書(家賃の金額、専用面積、台所・便所・浴室の有無が分かるもの)
居住用以外の建物に住んでいる 場合	住宅状況証明書または登記簿謄本(居住用以外の建物<倉庫・事務所・工場等>に住んでいることがわかるもの)
犯罪被害者等の場合	二次審査の際、窓口にて聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます
立退き要求されている場合	立退要求書または公的証明書類(対象となる立退要求は、建物の老朽化等による取壊しで立退要求通知があり、かつ正当な事由によるものに限ります。家賃滞納や迷惑行為など本人の責めによるものは除きます。)
ペット飼育可能な住宅に申込 んだ場合	動物飼育届出書兼誓約書(用紙はこちらから郵送します)
事故住宅を申込んだ場合	誓約書(用紙はこちらから郵送します)
パートナーシップ宣誓書 受領証の交付を受けている方	パートナーシップ宣誓書受領証の写し

※上記以外でも申込者の状況等により書類提出をお願いする場合があります。

●証明書類の説明

- (1)住民票……………入居する方及び入居はしないが、現在同居している方全員分が必要となります。
- (2)市税の滞納がないことの証明書等……………・16歳以上の入居する方全員について、それぞれ次の項目に該当する分が必要となります。
・16歳未満でも所得のある方は必要となります。

※市内にお住まいの方は
入居予定者全員……………「市税の滞納がないことの証明書」
※市外にお住まいの方は
入居者全員分……………仙台市が課税する「市税の納付状況を確認することの同意書」または「市税の滞納がないことの証明書」
- (3)令和7年度所得証明書……………各市町村で発行している「令和7年度所得証明書」
- (4)給与等支払証明書……………所定の「給与等支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (5)収支明細書……………所定の「収支明細書」に記入してください。
- (6)年金証書・支払通知書の写し……………①各種年金証書
②日本年金機構で発行する年金振込通知書(ハガキ)
③各種共済組合の送金案内書
- (7)令和7年度非課税証明書……………各市町村で発行している「令和7年度非課税証明書」(所得額の記載のあるもの)
- (8)退職証明書(①②のどちらか)……………①所定の「退職証明書」により退職した会社から発行されたものを提出してください。(退職年月日と会社の代表者印が必要です)
②雇用保険受給資格者証又は離職票の写し
- (9)生活保護証明書……………福祉事務所で発行する生活保護受給の証明書(受給対象者の氏名が全て明記されているものが必須です)

21. 入居手続き

二次審査を通過された方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

(1) 建物賃貸借契約書

(2) 敷金の領収書

入居説明会時にお渡しする敷金納入通知書で敷金(入居時の家賃の3ヵ月分)を入居手続き締切日までに金融機関で納入していただきます。

(3) 緊急連絡人届

☆緊急連絡人1名が必要になります。

※緊急連絡人は、入居者に異常があったときに入居者の引取りや、その後の事務処理等を代行します。

なお事務処理には滞納家賃の保証は含みません。

<資格>

- (1) 緊急時に確実に連絡ができる成年者
- (2) 宮城県内に居住する方

緊急連絡人に変更があった場合は届出が必要です。

(4) 仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

口座振替または自動払込を利用できない方はご相談ください。

(5) その他、必要に応じて、いくつかの書類を提出していただく場合があります。

22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール

(1) 敷金

☆入居時の家賃3ヵ月分を納入していただきます。

なお、敷金は住宅の退去時にお返しします。ただし、家賃等に未納がある場合、相殺させていただきます。また、退去時に故意・過失によって住宅内に破損が生じた際の原状回復費用が発生した場合には、原則として入居者のご負担で修繕していただき、退去立会検査後に最終的に敷金の精算をいたします。

(2) 入居後にかかる経費

家賃

市営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。世帯の収入等の変動によっても家賃は変わります。

市営住宅の家賃には、民間アパートと違って維持修繕などの経費（鍵の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用）を含んでいないため、修繕費用を入居者の方にご負担していただきます。

※家賃や共益費、駐車場使用料の支払いは便利な口座振替で。
 ※入居可能日より家賃や共益費・駐車場使用料の料金が発生します。
 ※コンビニ等での支払いも可能です。

共益費

住宅の設備に応じて、外灯・階段灯・エレベーター等の共用部分に要する電気代およびごみ集積所の水道代等が共益費となります。
 なお、金額は年度ごとに変動します。

(3) 入居される住宅の修繕等の状況

☆募集する住宅は、新築を除き前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。

☆募集する住宅にはお風呂（浴槽・風呂釜）は設置されていますが、浴槽・風呂釜・ふたを含め住宅内は入居者ご自身で清掃していただき、大切にご使用ください。

☆市営住宅を退去する際には、破損があるときはその破損を原状に復する義務（原状回復義務）があります。入居者の方の故意・過失により破損した場合には、原状回復費用を負担していただきます。

☆BS・CSアンテナが設置できない住宅もあります。

☆ほとんどの市営住宅には網戸がついていません。

☆水道・ガス・電気・電話等の利用にあたっては各自での契約が必要となります。ただし、荒井東市営住宅については、仙台市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者と契約する必要があります。（電力会社を自由に選ぶことができません）

(4) 収入報告の提出

☆市営住宅に入居した方は、毎年、世帯の収入に関する報告書（収入報告書）の提出が義務づけられています。この報告書は、毎年6月に提出していただきます。翌年度の家賃算定の資料となりますので、期限までに必ず提出してください。また、報告書の提出がない場合は、通常家賃と比べて高額な家賃となります。

☆収入報告書に基づいて入居者世帯の収入を認定し、入居者へ収入額認定通知書を送付します。

収入超過者

市営住宅に3年以上居住し、世帯の所得月額が158,000円（裁量階層世帯の場合は214,000円）を超えた方は、市営住宅を明渡すように努めていただくとともに、一定の割合の金額が家賃に加算されます。

高額所得者

市営住宅に5年以上居住し、収入超過者のなかでも特に高額な所得の方は、市営住宅を明渡していただきます。

(5) 家賃または市税の滞納

☆仙台市ではきちんと家賃を納入している方と家賃を滞納している方の不公平を是正するため、家賃を滞納している方に対して住宅明渡訴訟等の法的措置を強化しております。

☆原則として家賃等または市税を滞納している場合は、新たな親族の同居や名義の承継および駐車場使用が認められません。

家賃を3ヵ月以上滞納した場合には、市営住宅を明渡していただきます。

(6) 家賃の減免

☆申請により、家賃を減免する制度があります。（共益費、駐車場使用料、敷金は減免になりません）何らかの事情により、家賃を納めることが困難である場合にはご相談ください。

(7) 駐車場

☆次の表の団地に有料駐車場を設置しています。ただし、空き待ちの場合もありますのでご了承ください。その他の団地には駐車場はありませんので、車をお持ちの方は周辺の民間駐車場を契約してください。次の表の有料駐車場設置団地で契約している方のみ保管場所使用承諾証明書を発行します。

ただし、使用料の滞納状況により発行できない場合があります。

☆契約できる車両の大きさは長さ5.0m幅2.0m以内になります。

☆有料駐車場は原則として1世帯1区画しか使用できません。2台以上の車をお持ちの方は、周辺の民間駐車場を個別に契約の上、ご利用ください。

駐車場使用料を3ヵ月以上滞納した場合には、駐車場の契約を解除し駐車場を明渡ししていただきます。

有料駐車場設置団地

区	団地名	住宅戸数	駐車区画数	駐車場使用料 (月額/円)
青葉区	北六番丁	50	23	8,000
	小松島	120	34	3,300
	川平	360	360	4,000
	上原	229	212	2,700
	霊屋下	33	20	8,000
	梅田町	66	35	8,000
	小田原	58	33	7,000
	通町	142	28	9,800
	落合	112	115	3,700
	霊屋下第二	88	61	7,700
	角五郎	47	39	8,000
	高砂	1,092	1,077	3,800
	鶴ヶ谷第一	700	561	4,700
	鶴ヶ谷第二	1,506	1,291	4,700
宮城野区	幸町	357	251	5,400
	幸町第二	100	73	5,400
	小鶴	230	227	4,000
	福田町第一	170	170	3,700
	福田町第二	180	180	3,700
	仙台駅東	60	19	8,400
	田子西	176	146	3,700
	幸町第三	38	25	5,400
	燕沢東	63	54	5,000
	新田	40	41	4,200
	新田東	35	22	5,800
	燕沢	55	56	5,000
	田子西第二	168	152	3,700
	宮城野	88	32	8,000
岡田	10	10	4,500	
鶴ヶ谷第三	17	18	4,700	

区	団地名	住宅戸数	駐車区画数	駐車場使用料 (月額/円)
若林区	新寺小路	46	36	7,000
	若林	120	84	5,700
	荒井	50	17	4,000
	荒井東	298	316	4,000
	若林西	152	123	6,400
	六丁の目西町	115	59	4,300
	中倉	58	27	7,000
	大和町	103	32	7,000
	荒井第二	34	25	4,300
	六丁の目中町	43	33	4,300
	荒井西	14	14	4,000
	荒井南	75	75	4,000
	荒井南第二	55	50	4,000
	卸町	98	32	8,000
六郷	50	50	3,600	
太白区	中田	30	30	3,300
	袋原	274	275	2,800
	四郎丸	405	407	2,800
	四郎丸東	388	388	2,800
	太白	662	475	3,200
	郡山	335	334	4,000
	西中田	446	385	4,000
	茂庭第一	613	616	3,100
	鹿野	70	57	5,900
	芦の口	39	30	4,400
	あすと長町	163	50	8,600
	あすと長町第二	96	29	8,600
	あすと長町第三	68	35	6,800
	茂庭第二	100	101	3,100
泉区	向原	48	48	4,000
	天神沢	72	64	3,100
	泉中央南	193	129	4,600

(8) 住宅内で守るべきルール

☆団地での円満な共同生活を乱す迷惑行為をしない。

☆ペットと一緒に入居可能な住宅を除き、犬・猫・ニワトリ・鳥・ウサギ・金魚などのペットの飼育をしない。(敷地内での餌付け行為を含む)

[なお、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)は除きます]

☆明るく住み良い団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力しなければならないことがたくさんあります。お互いが他人の立場を考えた節度ある生活が必要となります。

☆市営住宅の全部または一部を住宅以外に使用しない。(身体障害者が許可を得て営むはり・きゅう・あん摩等営業は除く)

著しく逸脱した行為がある場合には、市営住宅を明渡していただきます

(9) 暴力団員に関する注意点

☆暴力団員が入居していることが判明した場合には、理由のいかんを問わず市営住宅を明渡していただきます。

23. 市営住宅の種類

市営住宅には以下の種類があり、申込みの際には該当する1住宅のみ申込みできます。多家族向住宅・大規模住宅以外の住宅には、部屋の大きさにより単身入居可能な住宅があります。(重複申込みはできません)

●一般向住宅

申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。ただし、「単身で申込みされる方」(7ページ)は、別紙「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

●多家族向住宅(目的別住宅)

4人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●大規模住宅(目的別住宅)

「60歳以上の方」「身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方」または「戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方」のいずれかに該当する方を含み、6人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

住宅内の段差解消や手すり、外部への非常通報ブザーが設置された住宅です。
申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。

- (1)60歳以上の方
- (2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)
- (3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

[主な設備]

- ①手すりの設置(共同階段、玄関等)
- ②室内の段差解消
- ③非常通報ブザー

●車いす住宅(目的別住宅)

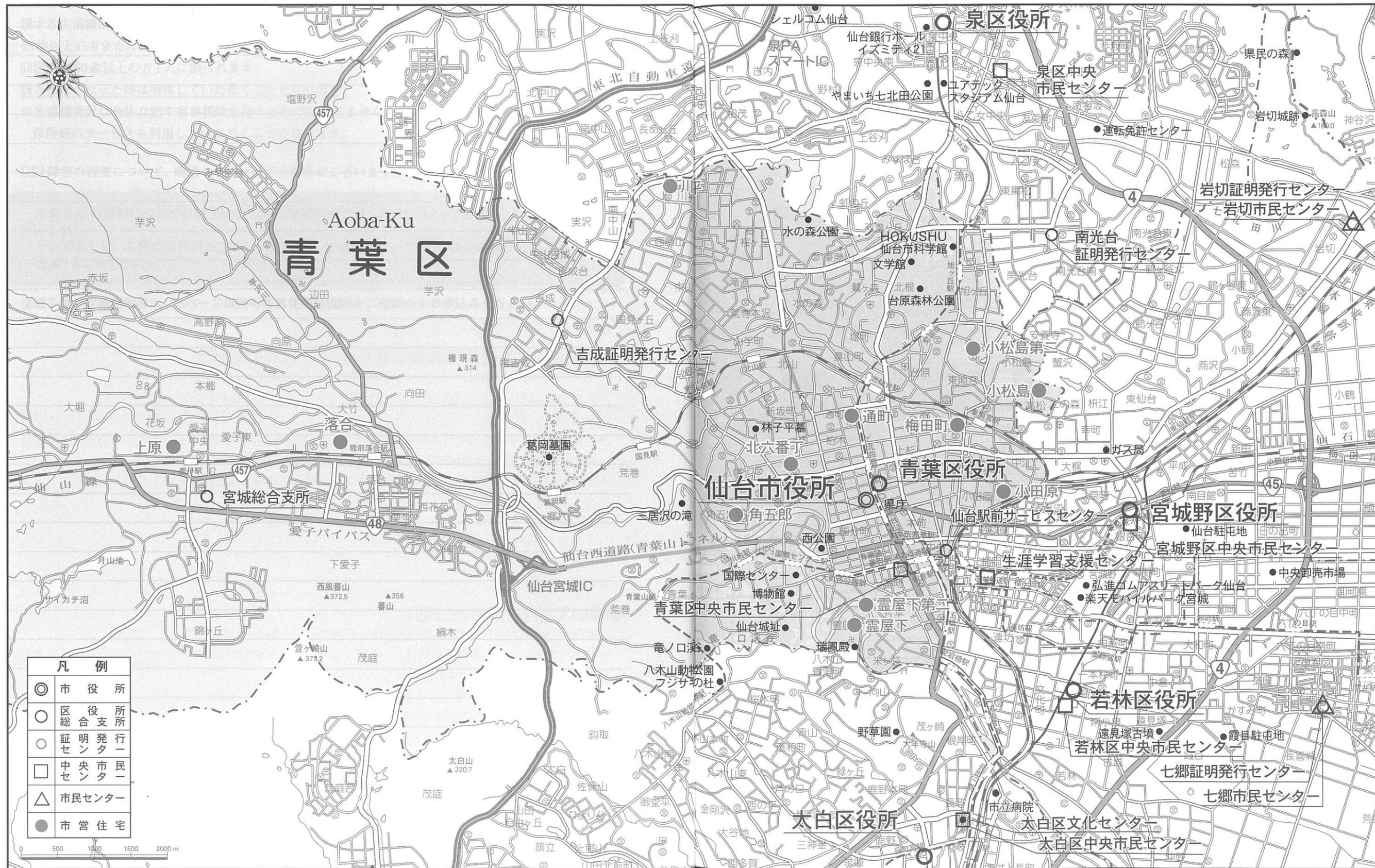
住宅内外の段差解消や手すり、車いす用流し台等の設備を備えた住宅です。
申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車いすを常に使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。

- (1)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)
- (2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

[主な設備]

- ①バルコニーにスロープの設置
- ②室内外の段差解消
- ③手すりの設置(玄関、浴室等)
- ④給湯設備の設置

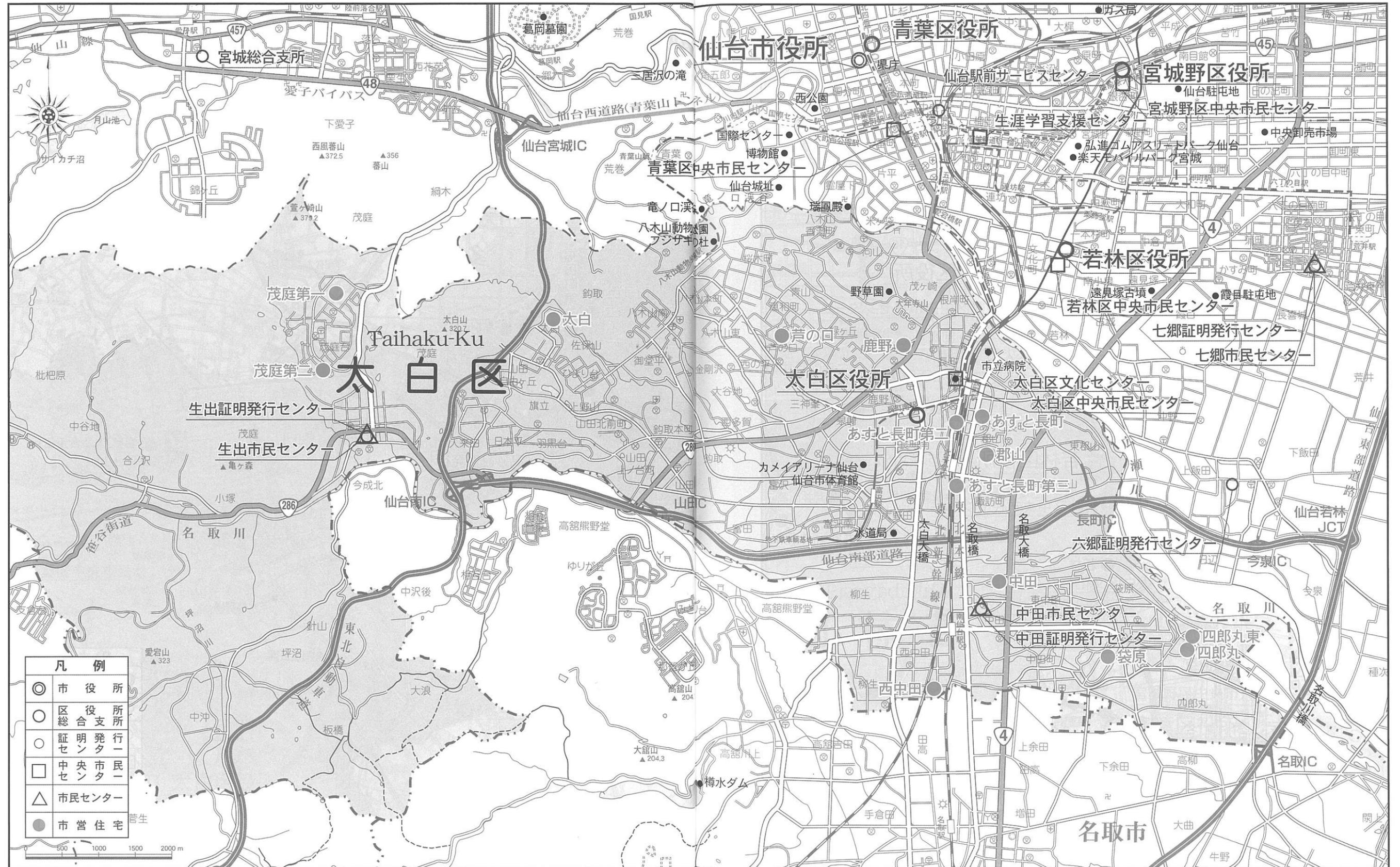
24. 市営住宅位置図(青葉区)



25. 市営住宅位置図(宮城野区)



26. 市営住宅位置図(太白区)



27. 市営住宅位置図(若林区)



28. 市営住宅位置図(泉区)



29. 各市営住宅への交通手段

Table with columns: 区 (District), 住宅名 (Residence Name), 所在地 (Location), 交通機関 (Transportation), 乗車場 (Station/Stop), 行き先(方面) (Destination/Direction), 最寄駅・停留所 (Nearest Station/Stop), 所要 (Time/Notes). Rows include areas like 青葉区, 宮城野区, and 鶴ヶ谷.

Table with columns: 区 (District), 住宅名 (Residence Name), 所在地 (Location), 交通機関 (Transportation), 乗車場 (Station/Stop), 行き先(方面) (Destination/Direction), 最寄駅・停留所 (Nearest Station/Stop), 所要 (Time/Notes). Rows include areas like 宮城野区, 若林区, and 太白区.

区	住宅名	所在地	交通機関	乗車場	行き先(方面)	最寄駅・停留所	概要
太白区	西中田	太白区西中田六丁目	交	長町南駅・太白区役所前②、長町駅東口②	高綱学院大(西中田経由)	西中田住宅前	徒歩 3分
	茂庭第一	太白区茂庭台四丁目	市バス	仙台駅西口⑩⑭、長町駅東口③、長町駅西口③、長町南駅・太白区役所前④	茂庭台、生出市民センター 茂庭台	茂庭台五丁目、四丁目	徒歩 3分
	芦の口	太白区芦の口	交	八木山動物公園駅③ 長町駅東口⑤または長町南駅・太白区役所前① 長町南駅・太白区役所前② 八木山動物公園駅⑥・長町駅西口① 八木山動物公園駅⑥・仙台駅前⑫	緑ヶ丘三丁目 昭和町・八木山動物公園駅 仙台駅(西の平動物公園・西の平松が丘経由)、動物公園駅(西の平経由) 長町駅東口、市立病院(西の平経由)	青葉苑団地前 八木山本町二丁目	徒歩 7分 徒歩 15分
	鹿野	太白区鹿野本町	交	仙台駅⑦⑧ 地下鉄南北線仙台駅	⑦のりば全ての行先、⑧のりば尚絅学院大行き、八木山南団地行き	鹿野公園前	徒歩 2分
	あすと長町	太白区あすと長町四丁目	地下鉄	長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④	電沢 長町郡山	地下鉄長町南駅	徒歩 18分
	あすと長町第二	太白区あすと長町六丁目	地下鉄	地下鉄南北線仙台駅	電沢 岩沼・白石・福島・原ノ町、山下、仙台空港(快速を除く)	あすと長町二丁目 地下鉄長町駅	徒歩 2分 徒歩 8分
	あすと長町第三	太白区あすと長町六丁目	市バス	長町駅・たいはつはつくる前	全ての行先	長町駅	徒歩 6分
	あすと長町第三	太白区あすと長町六丁目	地下鉄	地下鉄南北線仙台駅	電沢 岩沼・白石・福島、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く)	南警察署前 地下鉄長町駅	徒歩 2分 徒歩 8分
	あすと長町第三	太白区あすと長町六丁目	地下鉄	地下鉄南北線仙台駅	全ての行先	諏訪町	徒歩 2分
	茂庭第二	太白区茂庭台一丁目	市バス	長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④	電沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 長町郡山(トーキョー前経由)	地下鉄長町駅 太子堂駅 太子堂駅前	徒歩 22分 徒歩 9分
泉区	向原	泉区上谷刈字向原	市バス	仙台駅西口⑥ 仙台駅西口⑥	八乙女駅 八乙女駅經由便、泉中央駅經由便	向原	徒歩 10分
	天神	泉区天神沢一丁目	交	地下鉄南北線仙台駅	仙台駅行き	地下鉄八乙女駅	徒歩 15分
	泉中央南	泉区泉中央南	交	泉中央駅⑤-2・泉中央④	泉中央	住宅前	徒歩 5分
	泉中央南	泉区泉中央南	交	仙台駅西口⑥ 八乙女駅③⑪	鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)、岩切駅行き、泉中央④のりば松森団地 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)	住宅前	徒歩 5分
	泉中央南	泉区泉中央南	交	八乙女駅② 地下鉄南北線仙台駅	鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 長命ヶ丘二丁目	上谷刈三丁目 地下鉄泉中央駅	徒歩 1分 徒歩 14分

●市バスの路線系統番号についてお知りになりたい方は交通局ホームページアドレス <https://www.kotsu.city.sendai.jp/>へ
 ●宮城交通の時刻を検索したい方はこちら <http://www.miyakou.co.jp/>へ
 ●市バス、インターネットからの「バスの接近情報」、「のりば」、「行き先」について
 ●市バス仙台(仙台市交通局) <https://www.dokobasu.kotsu.city.sendai.jp>



●市立小・中学校の学区を検索したい方はこちら <https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kensaku/index.html>

最終チェックリスト (投函する前にもう一度ご確認ください)



1 チェック 提出する「①仙台市営住宅入居申込書 ②住宅困窮度申告書 ③一次審査結果通知書 (ハガキ) ④抽選結果通知書 (ハガキ)」の赤枠内の該当する欄を漏れなく記入した。

2 チェック 上記③のハガキ1枚に85円切手を貼った。

3 チェック 「募集住宅一覧表」の中からひとつ選んだ住宅名 (同一のもの) を申込住宅名の欄 (3箇所) に記入した。

4 チェック 市営住宅入居申込書の申込者欄に記名した。

5 チェック 申込資格を確認した。(6・7ページ)

6 チェック 入居時に必要な手続き (31ページ) 敷金の納入・緊急連絡人をつけてもらうこと等や家賃・共益費等と市営住宅のルール (32ページ) を確認した。

7 チェック 入居申込書・住宅困窮度申告書を郵送する封筒に140円切手を貼った。

※〔該当者〕は以下もチェックしてください。

8 チェック [単身入居可能住宅] に申込みするので、申込資格 (7ページ) を確認した。

9 チェック 「多数回落選ポイント」の適用を受けるため、対象期間内に申込み落選した住宅を〔多数回落選該当欄〕に記入した。

10 チェック [ペットと一緒に入居可能な住宅] に申込みするので、申込資格 (10・11ページ) を確認した。

11 チェック [事故住宅] に申込みするので、事故住宅について (11ページ) を確認した。

この「入居募集のご案内」は、(公財) 仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎2階市政情報センター、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター (アエル5階)、各証明発行センター、各区中央市民センター、仙台市社会福祉協議会各区事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅内各管理事務所 (高砂、四郎丸、鶴ヶ谷、茂庭) で配布しています。

このパンフレット (冊子) はリサイクルできます。「雑誌」として分別しましょう。

仙台市営住宅定期募集住宅一覧表(令和7年6月定期募集)の一部訂正について

仙台市営住宅定期募集住宅一覧表の1/4ページに変更がありましたので、下記のとおり訂正します。

【誤】

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	高砂(西)	中層	3DK	1戸	2階		6・6・洋6・DK	平成5年度	25,900	29,900	34,200	38,600	44,100	50,900	1	11

【正】

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	高砂(西)	中層	3DK	1戸	2階	有	6・6・洋6・DK	平成4年度	<u>24,200</u>	<u>28,000</u>	<u>32,000</u>	<u>36,100</u>	<u>41,200</u>	<u>47,600</u>	1	11

【問い合わせ先】

(公財)仙台市建設公社 住宅部募集課募集係 [Tel:022-214-3604]

仙台市営住宅定期募集住宅一覧表 (令和7年6月定期募集)

募集期間：令和7年6月6日(金)から16日(月)まで(郵便局消印有効)

- 家賃は令和7年度に適用される予定額です。入居決定時に確定しますが、表示額から増減することがあります。この他、共益費がかかります。
- 家賃と共益費は毎年変動します。詳しくは「入居募集のごあんない」32ページをご覧ください。
- 階数や間取り等の選択はできません。
- 募集する住宅は、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。
- 今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。
- エレベーター有の住宅や1階の住宅であっても玄関までに段差のある住宅があります。
- 前回募集戸数・前回応募者数の「-」の表示は、新規で募集する場合や過去5年間に募集がなかったことを表しています。
- 申込みされた住宅の下見は、当選し二次審査に合格した方のみ可能となります。詳しくは入居説明会の中でお知らせいたします。
- 単身で申込みされる方(単身資格に該当する方)は、「**単身可**」と記載されている住宅に限り申込みできます。
- 荒井東市営住宅では、仙台市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者との間で電気の利用契約を結ぶ必要がありますので、電力会社を自由に選ぶことができません。

※低層：2階建
中層：3～5階建
高層：6階建以上

◆一般向住宅 申込書の申込住宅欄には、「〇〇〇〇市営住宅・〇層・〇〇K」と必ず記入してください。
※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
青葉区	小松島第二	高層	3DK	1戸	5階	有	6・6・洋4.5・DK	昭和52年度	16,900	19,500	22,300	25,100	28,700	33,100	1	17
	川平	中層	3DK	3戸	4階・5階		6・6・洋6・DK	昭和54年度	18,500 19,500	21,300 22,500	24,400 25,800	27,500 29,100	31,500 33,200	36,300 38,300	5	4
	上原	中層	3DK	1戸	4階		6・6・4.5・DK	昭和52年度	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700	2	0
	上原	高層	1LDK	1戸	6階	有	6・LDK	平成21年度	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,200	1	7
宮城野区	高砂(東)	中層	3DK	3戸	4階		6・6・洋6・DK	昭和63年度 平成1年度	22,700 24,300	26,200 28,000	29,900 32,000	33,700 36,100	38,600 41,300	44,500 47,700	3	3
	高砂(東)	高層	3DK	1戸	6階	有	6・6・洋6・DK	平成1年度	24,300	28,000	32,100	36,200	41,300	47,700	2	9
	高砂(西)	中層	3DK	1戸	2階		6・6・洋6・DK	平成5年度	25,900	29,900	34,200	38,600	44,100	50,900	1	11
	小鶴	中層	3DK	4戸	4階・5階		6・6・3・DK 6・6・4.5・DK	昭和51年度 昭和53年度	15,800 17,700	18,300 20,400	20,900 23,300	23,600 26,300	26,900 30,100	31,100 34,700	4	2
	福田町第一	中層	3DK	3戸	3階・5階		6・6・洋7・DK	昭和55年度	19,800 20,900	22,800 24,200	26,100 27,700	29,500 31,200	33,700 35,700	38,900 41,200	3	4
	福田町第二	中層	3DK	4戸	2階・5階		6・6・洋6・DK 6・6・洋7・DK	昭和56年度 昭和60年度	20,700 22,400	23,800 25,900	27,300 29,600	30,800 33,400	35,200 38,100	40,600 44,000	4	0
	田子西	中層	4K	1戸	3階	有	6・洋7・洋6.5・洋5.5・K	平成24年度	28,200	32,500	37,200	42,000	48,000	55,400	1	17
	仙台駅東	高層	3DK	1戸	12階	有	6・6・洋4.5・DK	平成4年度	36,800	42,500	48,600	54,800	62,700	72,300	1	35
	燕沢	低層	3DK	1戸	2階		4.5・洋6.5・洋6.5・DK	平成26年度	28,800	33,200	38,000	42,800	48,900	56,500	1	14
	荒井東	高層 単身可	2K	1戸	10階	有	4.5・洋5・K	平成25年度	17,700	20,500	23,400	26,400	30,200	34,800	1	48
荒井南第二	中層	4K	1戸	4階	有	6・洋6・洋4・洋4.5・K	平成26年度	29,100	33,600	38,400	43,400	49,500	57,200	2	28	
太白区	袋原	高層	3DK	1戸	6階	有	6・洋6・洋6・DK	平成13年度	26,800	31,000	35,400	40,000	45,700	52,700	1	5
	四郎丸	中層	3DK	1戸	4階	有	6・6・洋6・DK	平成10年度	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000	2	4
	四郎丸	高層 単身可	2DK	1戸	7階	有	6・洋6・DK	平成7年度	20,200	23,300	26,700	30,100	34,400	39,700	2	23
	四郎丸東	高層 単身可	2DK	1戸	2階	有	6・洋6・DK	平成10年度	21,800	25,100	28,800	32,400	37,100	42,800	1	11
	太白	中層 単身可	2K	9戸	2階～5階		6・10.5・K 6・9・K	昭和49年度 昭和50年度	14,400 15,300	16,600 17,700	19,000 20,200	21,500 22,800	24,500 26,100	28,300 30,100	5	4
	郡山	中層	3DK	2戸	4階・5階		6・6・洋4.5・DK	昭和51年度	16,600	19,200	21,900	24,800	28,300	32,700	1	10
	西中田	中層	3DK	5戸	2階～5階		6・4.5・洋6・DK 6・6・洋4.5・DK	昭和51年度 昭和52年度	16,600 18,900	19,200 21,800	21,900 24,900	24,700 28,100	28,300 32,100	32,600 37,100	6	2

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
太白区	茂庭第一	中層	3DK	32戸	2階～5階		6・6・洋5・DK 6・6・洋6・DK 6・6・洋8・DK 6・4.5・洋6・DK	昭和57年度	19,900	23,000	26,300	29,700	33,900	39,200	21	8
								昭和60年度								
	昭和62年度	20,900	24,100	27,500	31,100	35,500	41,000	3	0							
茂庭第一	中層									2LDK	2戸	4階		6・6・LDK	昭和59年度	17,700
あすと長町第二	高層	2K	1戸	4階	有	6・洋3.5・K	平成25年度									
泉区	向原	中層	3DK	1戸	3階		6・6・洋6・DK	平成5年度	27,700	32,000	36,600	41,300	47,200	54,500	1	10
	天神沢	中層	3DK	2戸	1階・3階		6・6・6・DK	昭和59年度	20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500	1	2
	泉中央南	高層	3K	1戸	5階	有	4.5・洋6・洋5.5・K	平成25年度	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	1	30

◆一般向住宅〈事故部屋〉

申込書の申込住宅欄には、「鹿野・事故市営住宅・中層・3K」と必ず記入してください。

※事故部屋は、先の居住者がみとられずに室内で亡くなられた場合や、火災、自死等のあった住戸です。

※入居されるまでに補修を行い、申込資格や家賃等については、他の市営住宅と変わりません。

※詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数				
									①	②	③	④	⑤	⑥						
太白区	鹿野事故	中層	3K	1戸	※死亡原因：不明				3階	有	4.5・洋5・洋5.5・K	平成24年度	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	—	—

◆一般向住宅〈事故部屋・ペットと一緒に入居可能な住宅〉

申込書の申込住宅欄には、「霊屋下・事故・ペット可市営住宅・中層・2K」と必ず記入してください。

※事故部屋は、先の居住者がみとられずに室内で亡くなられた場合や、火災、自死等のあった住戸です。

※入居されるまでに補修を行い、申込資格や家賃等については、他の市営住宅と変わりません。

※詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※現在、ペットを飼育している世帯のみ申込みできます。(申込締切日後に飼育開始されている方は対象ではありません)

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数				
									①	②	③	④	⑤	⑥						
青葉区	霊屋下事故	中層	2K	1戸	※死亡原因：不明				2階	有	6・洋5・K	平成25年度	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	—	—
					※犬又は猫については3頭以内、個人での飼育が禁止されていない動物については自己で管理できる範囲以内															

◆多家族向住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇・多家族市営住宅・〇層・4DK」と必ず記入してください。

※4人以上の世帯が申込みできます。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数						
									①	②	③	④	⑤	⑥								
青葉区	角五郎多家族	中層	4DK	1戸	2階		6・6・4.5・洋7.5・DK	昭和56年度	30,600	35,300	40,300	45,500	52,000	60,000	1	0						
宮城野区	高砂(東)多家族	中層	4DK	4戸	1階・2階・4階		6・6・6・4.5・DK	昭和61年度	27,900	32,200	36,800	41,500	47,500	54,800	4	0						
								昭和63年度									28,700	33,100	37,800	42,700	48,800	56,300
								平成1年度														
								平成2年度														
	高砂(西)多家族	中層	4DK	4戸	2階・3階		6・6・洋6・洋6・DK 6・6・6・洋6・DK 6・6・4.5・洋6・DK	平成2年度	28,800	33,200	38,000	42,900	49,000	56,500	2	1						
		鶴ヶ谷第一多家族	高層	4DK	1戸	5階	有	6・洋5・洋4・洋4・DK	平成27年度	33,800	39,100	44,700	50,400	57,600	66,500	1	6					
	福田町第一多家族	中層	4DK	1戸	4階		6・6・4.5・洋6・DK	昭和55年度	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,700	1	0						
	新田東多家族	中層	4DK	1戸	2階	有	6・洋6・洋5.5・洋5・DK	平成26年度	34,400	39,700	45,400	51,200	58,600	67,600	1	7						
	岡田多家族	低層	4DK	1戸	1階		4.5・洋5.5・洋4.5・洋4・DK	平成27年度	31,400	36,300	41,500	46,800	53,500	61,700	1	0						
太白区	四郎丸多家族	中層	4DK	1戸	3階	有	6・6・洋6・洋6・DK	平成10年度	30,300	35,000	40,000	45,100	51,500	59,500	1	0						
	茂庭第一多家族	中層	4DK	1戸	4階		6・6・6・洋4.5・DK	昭和58年度	26,500	30,600	35,000	39,500	45,200	52,100	1	0						
	芦の口多家族	中層	4DK	2戸	1階・3階		6・6・4.5・洋8・DK	平成1年度	31,300 31,400	36,200	41,400	46,700	53,300 53,400	61,500 61,600	2	1						

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇・高齢市営住宅・〇層・〇〇K」と必ず記入してください。

※60歳以上の方または身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害（内部機能障害は該当しません）による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。詳しくは仙台市営住宅定期募集住宅一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅は、建物により玄関までに数段の階段や段差があります。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃（一般階層）				予定家賃（裁量階層）		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	鶴ヶ谷第一 高齢	高層	3K	1戸	1階	有	6・洋6.5・洋5・K	平成24年度	23,800	27,500	31,400	35,400	40,500	46,700	—	—
	福田町第二 高齢	中層	2LDK	1戸	1階		6・洋7・LDK	昭和56年度	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900	1	2
太白区	四郎丸 高齢	中層	2DK 单身可	1戸	1階		7.5・洋7・DK	平成5年度	20,500	23,600	27,000	30,500	34,800	40,200	1	6

◆車いす住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇・車いす市営住宅・高層・〇〇K」と必ず記入してください。

※身体機能上、車いすを常に使用し、身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害（内部機能障害は該当しません）による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。

（注意）車いす住宅は、車いすを常に使用してしない場合や、下肢障害あるいは体幹機能障害（いずれも1級～4級）がなければ失格となります。詳しくは仙台市営住宅定期募集住宅一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃（一般階層）				予定家賃（裁量階層）		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	鶴ヶ谷第一 車いす	高層	2DK 单身可	1戸	1階	有	6・洋5・DK	平成20年度	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	1	5
太白区	四郎丸東 車いす	高層	2LDK	1戸	1階	有	洋6・洋7.5・LDK	平成12年度	26,800	31,000	35,400	40,000	45,700	52,700	1	0

◆シルバーハウジング

申込書の申込住宅欄には、「茂庭第一・シルバー市営住宅・中層・3DK」と必ず記入してください。

※申込者が65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方が申込できます。かつ、同居者は60歳以上の方1人の世帯が申込みできます。詳しくは仙台市営住宅定期募集住宅一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃（一般階層）				予定家賃（裁量階層）		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
太白区	茂庭第一 シルバー	中層	3DK	1戸	1階		6・6・洋4.5・DK	昭和57年度	22,300	25,800	29,500	33,300	38,000	43,900	2	0

◆一般向住宅〈ペットと一緒に入居可能な住宅〉

申込書の申込住宅欄には、「落合・ペット可市営住宅・高層・2K」と必ず記入してください。

※現在、ペットを飼育している世帯のみ申込みできます。（申込締切日後に飼育開始されている方は対象ではありません）

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃（一般階層）				予定家賃（裁量階層）		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
青葉区	落合 ペット可	高層	2K 单身可	1戸	2階	有	6・洋4.5・K	平成25年度	14,800	17,100	19,600	22,100	25,300	29,200	1	15

◆車いす住宅〈ペットと一緒に入居可能な住宅〉

申込書の申込住宅欄には、「落合・車いす・ペット可市営住宅・高層・2DK」と必ず記入してください。

※身体機能上、車いすを常に使用し、身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害（内部機能障害は該当しません）による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。

（注意）車いす住宅は、車いすを常に使用してしない場合や、下肢障害あるいは体幹機能障害（いずれも1級～4級）がなければ失格となります。詳しくは仙台市営住宅定期募集住宅一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※現在、ペットを飼育している世帯のみ申込みできます。（申込締切日後に飼育開始されている方は対象ではありません）

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃（一般階層）				予定家賃（裁量階層）		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
青葉区	落合 車いす	高層	2DK ペット可 单身可	1戸	1階	有	洋6.5・洋6・DK	平成25年度	21,500	24,800	28,400	32,100	36,600	42,300	1	3

◆大家族向住宅〈ペットと一緒に入居可能な住宅〉

申込書の申込住宅欄には、「芦の口・大家族・ペット可市営住宅・中層・4DK」と必ず記入してください。

※4人以上の世帯が申込みできます。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※現在、ペットを飼育している世帯のみ申込みできます。（申込締切日後に飼育開始されている方は対象ではありません）

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃（一般階層）				予定家賃（裁量階層）		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
太白区	芦の口 大家族	中層	4DK ペット可	1戸	3階		6・6・4.5・洋8・DK	平成1年度	31,300	36,200	41,400	46,700	53,300	61,500	1	0

■市営住宅の種類について

◆一般向住宅

- 申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。
ただし、単身で申込みされる方は、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

◆大家族向住宅（目的別住宅）

- 申込資格に該当し、4人以上で入居しようとする方が申込みできます。
- 3人以下になった時は明渡していただくこととなります。

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅（目的別住宅）

高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅とは、室内の段差解消や玄関等に手すりを設置している住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。
 - (1)60歳以上の方
 - (2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害（内部機能障害は該当しません）による1級から4級までの方
 - (3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
- 上記要件に該当する人がいなくなった時は明渡していただくこととなります。

〔主な設備〕

- ①手すりの設置（共同階段、玄関等）
- ②室内の段差解消
- ③非常通報ブザー

◆車いす住宅（目的別住宅）

車いす住宅とは、車いすを使用する障害者の方の自立を図るため、車いすに合わせた手すり、流し台等の設備を備えた住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車いすを常に使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。
 - (1)身体障害者福祉法の規程により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害（内部機能障害は該当しません）による1級から4級までの方
 - (2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
- 上記要件に該当する人がいなくなった時は明渡していただくこととなります。

〔主な設備〕

- ①バルコニーにスロープの設置
- ②室内外の段差解消
- ③手すりの設置（玄関、浴室等）
- ④給湯設備の設置

◆事故住宅について

- 事故住宅とは、居住者の方がみとられずに室内で亡くなられた場合や、火災、自死等の事故があった住戸で、事故発生から一定期間募集を停止していた住宅です。
- 入居されるまでに補修を行い、申込資格や家賃等については、他の市営住宅と変わりません。
- 事故の内容については、募集住宅一覧表に記載されていること以外はお答えできません。
- 入居に際しては、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出いただきます。
- 事故があった住宅であることを理由として、他の住宅へ移転することはできませんので、十分ご理解のうえお申込みください。

住宅の種類に関わらず入居される方が階数・間取り等を選択することはできません。ただし、高齢者世帯、身体障害者世帯の方は、できるかぎり募集住宅の中で階下へ考慮させていただきます。

◆シルバーハウジング（目的別住宅）

シルバーハウジングとは、高齢者世帯が地域社会の中で自立し、安全で快適に生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設備と、在宅生活を支援する生活援助員を配置した市営住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、独立して生活するには不安があると認められるが自分で日常動作が可能な程度の健康状態である方で、次の要件に該当する方に限られます。
※寝たきり等で常時介護を要する方は申込みできません。

2人世帯で申込みされる方

申込者が65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方（下記要件に該当する方）。かつ、同居者は60歳以上の方1人である2人世帯

〔障害者等の方の要件〕

- (1)障害者基本法に規定する障害者で手帳の交付を受けている方（身体障害1～4級、精神障害1～3級、知的障害の重度・中度・軽度）
- (2)戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- (3)被爆者健康手帳の交付を受けている方

〔入居者の選考〕

公開抽選により決定した当選者および補欠者で繰上げ当選した方を地域包括支援センターの職員が、健康状態について、面接調査等を行い、入居資格の適否を判断します。

〔主な設備〕

- ①室内の段差解消
- ②手すり（玄関、浴室、便所等）
- ③給湯設備（台所、洗面所、浴室）
- ④半埋め込み式浴槽（浴室の床から高さが40cm程度）
- ⑤NTT回線を利用した緊急通報システム

〔生活援助員(LSA)によるサービス内容〕

- 生活指導・相談
- 安否の確認
- 緊急時の対応
- 一時的な家事援助
- 入居者相互の交流のお手伝い

〔費用負担〕

家賃と共益費の外に、次の費用がかかります。

- ・生活援助員の配置にかかる費用
市県民税の年額に同じ、1ヶ月最高4,900円がかかります。
- ・緊急通報システムの通話料
緊急通報システムは、NTT回線を利用して生活援助員に接続されますので、緊急ボタン等を押した場合には通話料がかかります。
なお、現在電話に加入されていない方は、入居者の負担で加入していただきます。

〔提出書類〕

入居が決まりましたら、以下の書類を提出していただきます。

- ・健康状態報告書
生活援助員が日常的に入居者の健康を把握したり、緊急通報時における適切な対応をするために必要となります。
- ・玄関の鍵を預かることの同意書
シルバーハウジングは、緊急通報時でも玄関ドアの鍵が閉まった状態であるため、入居時にお渡しする鍵のうち一つを生活援助員に預らせていただく必要があります。緊急通報を受信したとき、生活援助員等がことわりなく住居内に立ち入ることをご了解いただきます。
- ・市県民税額確認のための書類（市県民税課税証明書等もしくは課税状況閲覧に関する同意書）
生活援助員の配置にかかる費用額を決定するにあたり、市県民税額を確認する必要があります。

この募集住宅一覧表はリサイクルできます。「雑がみ」として分別しましょう。

住宅困窮度申告書(令和7年6月募集・ポイント方式)

「入居募集のご案内」16～27ページの記入例・計算方法を見ながら、「申込締切日現在」の状況により、以下の質問に教えてください。

(注意) 申告いただいた内容について、後日、証明書類等を提出いただき確認します。虚偽の申告をした場合、原則として失格となりますので注意してください。

問1-1 建物賃貸借契約書等を確認し、現在、お住まいの住宅の専用面積を記入してください。

※間取り(例:6畳)や部屋タイプ(例:1K)の記入は加点されません。専用面積は台所・便所・浴室・押入れ等も含まれますので必ず建物賃貸借契約書等を参照し記入してください。

住宅の専用面積 m²

問1-2 現在、お住まいの方(申込者を含む)の年齢区分ごとの人数を記入してください。

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下
人数	人	人	人	人

参考(加点計算方式)※記入は不要です

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下	合計
人数	1.0	0.75	0.5	0.25	小数点切上げ
世帯人数					

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
最低居住面積水準	25m ²	30m ²	40m ²	50m ²	57m ²	66.5m ²

居住水準ポイント = (住宅の専用面積 ÷ 最低居住面積水準) × 100 = _____ %

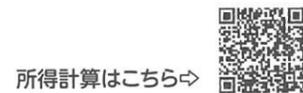
居住水準ポイント	100%以上	80～100%未満	60～80%未満	40～60%未満	40%未満
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問2-1 「入居募集のご案内」22～27ページを確認し、世帯全員の年間所得金額の合計を記入してください。

世帯の年間所得金額 円

問2-2 「入居募集のご案内」26・27ページを確認し、所得から控除する金額の合計を記入してください。

合計控除金額 円



参考(加点計算方式)※記入は不要です

世帯の所得月額 = (世帯の年間所得金額 - 合計控除金額) ÷ 12 = _____ 円

所得月額	158,001円～	139,001円～ 158,000円	123,001円～ 139,000円	104,001円～ 123,000円	0円～ 104,000円
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問3 現在、申込者が負担しているお住まいの「家賃月額(管理費・共益費・駐車場代等除く)」はいくらですか。

※持家の方や賃貸借契約を締結せずに住宅に居住している方(例:親名義の家の一部屋を借りている)、生活保護の受給者等は、「0円」となります。

※市営住宅の申込者が借主かつ支払者でない場合は、原則として加点されません。

家賃月額 円

参考(加点計算方式)※記入は不要です

家賃負担率 = (家賃月額 ÷ 世帯の所得月額) × 100 = _____ %

家賃負担率	30%未満	30～35%未満	35～40%未満	40～45%未満	45%以上
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問4 「入居募集のご案内」18ページをご確認の上、該当するものに○をつけてください。

※一つの質問に対し複数の○をつけた場合、無効になります。

4-1	現在、住宅ではない建物(倉庫や事務所)に住んでいる。※1		4点
4-2	現在、住宅に専用の設備が足りていない。※2	台所・便所・浴室のいずれかが無い	4点
		台所・便所・浴室のいずれかが共用	2点
4-3	現在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯」いずれかに該当する。		2点
4-4	現在、「高齢者世帯」に該当する。	75歳以上(後期高齢者)の方がいる	3点
		60歳～74歳の方がいる	2点
4-5	現在、「心身障害者世帯等」に該当する。	身体1・2級、精神1級、療育Aのいずれかに該当する方がいる	3点
		身体3・4級、精神2・3級、療育B、その他特殊な疾病のいずれかに該当する方がいる	2点
4-6	現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「戦傷病者世帯」「原爆被害者世帯」「引揚者世帯」「ハンセン病療養所入所者世帯」「犯罪被害者等世帯」のいずれかに該当する。		2点
4-7	現在、申込者が正当な理由により立退きを求められている。※3		4点
4-8	現在、多数回落選者世帯に該当する。※4※5	申込月から過去二年間の定期募集で5回以上落選している	2点
		申込月から過去二年間の定期募集で3～4回落選している	1点

- ※1)住んでいる建物に住民票があることが条件です。車生活や路上生活、不法占有されている方等は加点されません。
- ※2)寮や寄宿舎等に住んでいる方は加点されません。また、親族と同居している場合や建物賃貸借契約書を交わしていない場合、設備の故障で使用できない場合も加点されません。
- ※3)「正当な理由」とは、建物の取壊しや公共事業等による立退き請求などです。後日、証明書等の提出を求めます。家賃滞納や迷惑行為、賃貸借契約終了等の本人に原因のある立退きは該当しません。
- ※4)過去に当選した方や補欠で当選した方で、辞退された方は該当しません。
- ※5)特定枠募集は該当しません。

郵便はがき

85円切手を貼ってください。

Postage stamp area with grid boxes.

希望郵送先を記入した方は、右のハガキの住所欄にもその住所をご記入ください。

※赤枠の中のみ記入してください。

Address and name fields for the envelope.

ハガキに85円切手を必ず貼ってください。

※申込書の提出(一次審査)の際には証明書類の提出は必要ありません。

令和7年6月定期募集 一次審査結果通知書

Application details table including name, address, and number of applicants.

※審査結果は裏面になります。

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10 (公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課

電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

切り離さないでください

郵便はがき



Postage stamp area with grid boxes.

抽選者および補欠抽選者の方のみに通知いたします。

Address and name fields for the envelope.

令和7年6月定期募集 抽選結果通知書

Application details table including name, address, and lottery number.

※抽選結果は裏面になります

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10 (公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課

電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

※赤枠の中のみ記入してください。

切り離さないでください

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』の適用を受ける方は、過去2年間の募集において、3回以上申込みを行い、抽選の結果いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方が対象となります。当選した方や補欠で順番が回ってきた方で辞退された方は、該当しません。

(多数回落選該当欄)

Table with columns for '対象期間' (Target Period) and '申込んだ住宅名' (Applied Housing Name).

記入しなかった場合は該当しません。上記以外の期間は対象とはなりません。

Main application form for '仙台市営住宅入居申込書' (Sendai City Public Housing Application Form).

※赤枠の中のみ記入してください。裏面も記入してください。※申込書は、ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で、かき書きで記入してください。消せるペン等は使用しないでください。

Additional application form for '入居しない扶養親族' (Non-resident dependent family members).

Form for '入居しない扶養親族' (Non-resident dependent family members).

Form for '入居しない扶養親族' (Non-resident dependent family members).

入力

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可)

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
2. 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
3. 遠距離通勤をしている。
4. 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
5. 正当な事由により、貸主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
6. 住宅が狭くなったため。
7. その他 []

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 持家 [所有者氏名] [申込者との続柄]
2. 賃貸 [借主氏名] [申込者との続柄]
3. 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [借主氏名] [申込者との続柄]
4. その他()

※市営住宅の申込者が借主かつ支払者でない場合は、原則として加点対象とならないのでご注意ください。

3 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。

あてはまる番号を○で囲んでください。

1. 有
2. 無

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。

住宅名: _____ 住宅 棟 号 入居期間: _____ 年から _____ 年まで

4 外国籍の方は次の質問にお答えください。

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: _____ 留学生(就学生を除きます)ですか 1.はい 2.いいえ

5 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。

いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる□には、チェック(✓)をつけてください)

1. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
2. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
3. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
4. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
5. 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
6. 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年未満の方並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令が効力を生じた日から起算して5年未満の方。及び女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者。(なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている方も同様に取り扱う)
7. 犯罪被害者等基本法第2条2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方。
8. 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。(□離婚調停中で事件係属証明書が出る・□住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない・□配偶者等からの暴力被害者に該当する証明書が出る)
9. 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同義含む)
10. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。

(疾病名:
疾病対象の方のお名前:)

暴力団員に関する注意点

申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明渡請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。

仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明渡請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

一次審査結果通知書

令和7年7月11日

抽選結果通知書

令和7年8月8日

抽選対象者のみに郵送します。

〈公社記入欄〉

一 次 審 査	審 査 1	審 査 2	審 査 3	特記事項

必 要 書 類	作 成	確 認 1	確 認 2

二 次 審 査	審 査 1	審 査 2	審 査 3	特記事項

備考
